

施設園芸農家の皆様へ

あなたの大切な資産をお守りします。

自然災害で大切なハウスが損壊したら…
もしもの時の備えはできていますか？



国の災害対策は、農業保険への加入が基本です。

園芸施設共済

自然災害や不慮の事故によって
農業者が受ける施設等の損失を補填

収入保険

個人の経営努力では避けられない
農業者ごとの収入減少を補填

お問い合わせは下記まで



中部統括支所 (川越市)	TEL049-235-8711	東松山支所	TEL 0493-22-0655	上尾支所	TEL 048-779-6911
北部統括支所 (熊谷市)	TEL048-533-8030	本庄支所	TEL 0495-21-0255	秩父支所	TEL 0494-22-0647
東部統括支所 (行田市)	TEL048-559-1588	宮代支所	TEL 0480-32-1015	越谷支所	TEL 048-965-7251
本所 (さいたま市)	さいたま市大宮区北袋町1丁目 340 番地 TEL 048-645-2141	HP E-mail	http://nosai-saitama.or.jp shisankyosai@nosai-saitama.jp		

農林水産省

あなたの地域でも自然災害は発生しています!

! 大雪

大雪被害の様子



平成26年2月 大雪

秩父市では **最深100cmに迫る大雪**
埼玉県内で3,000棟超の農業用ハウスに被害

令和2年3月 降雪

埼玉県内で **季節外れの降雪**
埼玉県内で45棟の果樹用ネットが損壊

園芸施設共済のご案内

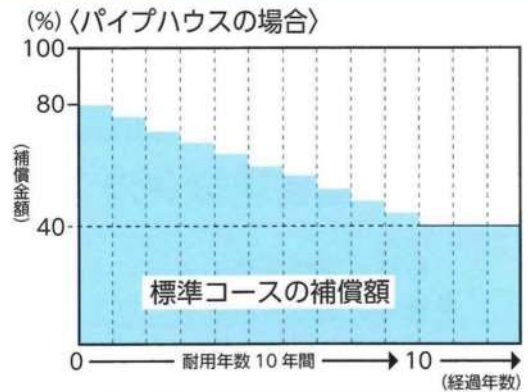
標準コース

補償対象となる事故

- 台風や大雪などの自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、外部からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

補償額

- 築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割を上限)を設定



補償の下限 (補償される最小の損害額)

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に、損害の程度に応じて共済金をお支払い

補償期間

- 1年間

掛金

- 掛金の半分は国が負担
- 共済金の支払実績に応じて、翌年以降の掛金率が増減する仕組みを導入

加入例: パイプハウス (新築時 117万円、4年経過)

標準コース

掛金等計 **9,800円** 全損した場合の共済金 **78万円**

※試算の前提: パイプハウス (19mm)、270㎡、新築時の資産価値117万円、現在価値97万円、4年経過 (被覆材は毎年張替)、掛金率は全国平均

近年、頻発する自然災害は、**一瞬であなたの大切な資産を奪うことも**…予測を上回る災害に備え、**農業保険の加入**が災害対策の大きな柱となります。

! ひょう 害

降ひょう被害の様子



令和4年6月2日、3日 降ひょう

埼玉県北部・東部を中心に

ゴルフボール大の降ひょう

590棟超の農業用ハウス、果樹用ネットに被害
農業関係の被害額が38億円超

充実コース

補償を手厚くしたい場合

補償額の上乗せ特約 古いハウスも、万が一のときは十分な補償がほしい

○特約を付加すれば、**築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償**します。

特約①：復旧費用特約

新築時の資産価値の**最大8割**まで補償

特約②：付保割合追加特約

新築時の資産価値の**最大2割**を補償

※特約①は、復旧を条件に支払い対象になります。また、被覆材は補償対象外となります。

※特約②は付保割合8割を選択した場合に付加することが可能です。

※この特約は、①・②のどちらかを付加することも可能です。

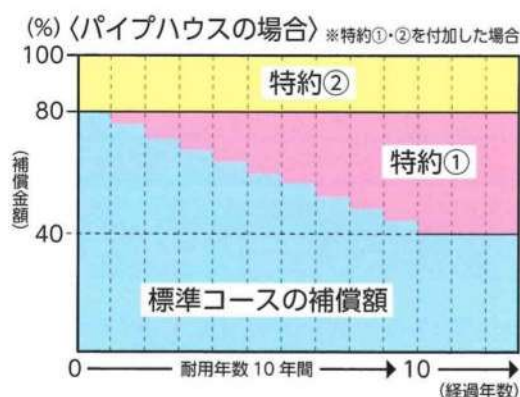
加入例

充実コース（標準コース+特約①+特約②）

掛金等
計 17,800円

全損した場合の共済金 **117万円**
[新築時の資産価値まで UP]

※試算の前提は標準コースと同じ。



小さな損害から補償する特約

○特約を付加すれば、**損害額が1万円を超える場合に、損害の程度に応じて共済金をお支払い。**

特約の追加掛金+200円程度

※試算の前提は標準コースと同じ。

万が一に備え私たちも加入しています！

「加入していてよかった」

【毛呂山町 大浦正国さん】

【経営規模＝長ネギ 2.6ha、さくらんぼ 30a】



平成 26 年 2 月に発生した大雪により、県内の園芸施設が大損害を受けた事を知り、園芸施設共済に加入することを決めました。

加入して間もない平成 30 年 10 月に台風 24 号により、育苗用ハウスとして使用していたパイプハウス1棟が全壊してしまう被害を受けました。そこまでの被害を受けるとは予想していなかったため、パイプハウスを見たときは目を疑いました。

すぐにNOSAI職員に調査に来てもらい、約1か月で共済金を受け取ることができました。

近年の災害に対して、強さ、頻度ともに異常災害であったものが、通常の災害であるときえ感じており、今後も農業保険の必要性はますます増えていくものと思います。そのためにも農業保険には加入し、前もって自ら備えていくことが重要と考えます。

「農業保険で安心の農業経営を」

【小鹿野町 黒澤 明さん】

【経営規模＝キュウリ、ホウレンソウなど 14a】



パイプハウスを 12 棟所有しており、季節ごとにキュウリをはじめ、様々な野菜を生産しています。

やはり園芸施設の被害で思い出されるのは、平成 26 年 2 月の大雪になります。1メートルを超える降雪の後に、雨が降ったことでパイプハウスが雪の重さに耐えきれず、所有する 12 棟すべてが雪で押しつぶされてしまいました。

幸い園芸施設共済に加入していたので、共済金を受け取ることができパイプハウスを再建し、営農を継続することを決意できました。共済金を受け取っていなければ営農することを諦めていたと思うので、加入していて本当に良かったと感じています。

この経験から降雪による被害を一番心配しており、園芸施設共済に継続して加入しているのはもちろんのこと、今後も安心して営農できるよう令和3年から収入保険にも加入しています。

「3年間で2度の被害」

【鴻巣市 大塚芳貴さん】

【経営規模＝野菜苗、花き 45a】



ナスやトマトなどの野菜苗と、キンギョソウなどの花きを生産しています。

NOSAI職員からの声かけがきっかけで、2020年から加入しています。

2020年12月と2023年1月に、強風でビニールが破ける被害を受けました。苗の生産に備えてすぐにビニールを張り替える必要がありましたが、共済金を受け取ることができ、費用面でとても助かりました。

加入してから3年の間に2度も被害を受け、改めて園芸施設共済の必要性を感じました。

今後も災害に備えるため継続して加入しつつ、ハウス栽培の仲間にも加入をすすめていきたいと思っています。